

別紙

諮問第1268号

答 申

1 審査会の結論

「2018年9月28日付意見書(甲第48号証)」外2件を一部開示とした決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

本件審査請求の趣旨は、東京都情報公開条例(平成11年東京都条例第5号。以下「条例」という。)に基づき、審査請求人が行った別表1に掲げる開示請求(以下「本件開示請求」という。)に対し、東京都知事が平成31年1月17日付けで行った一部開示決定について、その取消しを求めるというものである。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

本件開示請求に対し、2018年9月28日付意見書(甲第48号証)、平成30年10月30日付意見書(甲第50号証)(以下「甲50号証」という。)及び平成30年10月30日付意見書(甲第51号証)(以下「本件対象公文書」という。)のうち別表2に掲げる部分について条例7条1号、2号、3号及び4号により、それぞれ非開示とする一部開示決定を行った。

4 審査会の判断

(1) 審議の経過

本件審査請求については、平成31年4月18日に審査会へ諮問された。

審査会は、令和元年6月13日に実施機関から理由説明書を收受し、令和2年10月30日(第211回第二部会)から同年12月11日(第213回第二部会)まで、3回の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件審査請求に係る公文書、審査請求人の審査請求書における主張並びに実施機関の弁明書及び理由説明書における主張を具体的に検討した結果、以下のように

判断する。

ア 受訴裁判所に提出される意見書について

受訴裁判所に提出される意見書は、裁判において証拠として提出されることを前提として専門家等により作成される書面である。

イ 本件開示請求、本件対象公文書及び非開示とした部分について

実施機関は、本件開示請求に対し、別表 2 に掲げる公文書を本件対象公文書として特定し、同表に掲げる開示しない部分について、条例 7 条 1 号、2 号、3 号及び 4 号に該当することを理由として、それぞれ非開示とする一部開示決定（以下「本件一部開示決定」という。）を行った。

ウ 本件審査請求における審議事項について

本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書において、本件一部開示決定のうち、本件対象公文書中の作成者の氏名、肩書及び略歴（以下「本件非開示情報」という。）の開示を求める旨申し立てている。

そこで、審査会は、上記で示した本件非開示情報の非開示情報該当性について判断する。

エ 本件非開示情報の非開示情報該当性について

（ア）本件一部開示決定に関し、審査請求人は審査請求書において、本件対象公文書は特定の研究者が専門家として意見書を提出したもので、その旨の報道もあり条例 7 条 2 号ただし書イに該当する旨主張する。

これに対し、実施機関は、本件非開示情報は条例 7 条 2 号本文に該当するとともに同号ただし書のいずれにも該当しないと説明する。

（イ）審査会が見分したところ、本件対象公文書は、特定の研究者の肩書、氏名及び印影、当該研究者の専門分野に関する意見、略歴及び添付資料から構成されており、このうち肩書の一部、氏名及び印影並びに略歴の部分が非開示となっていることが確認された。そして本件非開示情報は、その記載内容から、個人に関する情報で特

定の個人を識別することができるものであることから、条例7条2号本文に該当する。

次に、同号ただし書該当性について検討する。

審査請求人は、特定の専門家による意見書提出を報じた旬刊誌の掲載により同号ただし書イに該当する旨主張するが、旬刊誌等の専門誌は、その独自の編集方針に基づき取材をして記事を掲載するものであるから、これら専門誌等への掲載をもって一般に慣行として公にされているものとは言い難く、同号ただし書イに該当しない。

また、その内容及び性質から同号ただし書ロに該当しない。

さらに、当該研究者は、本件対象公文書を作成した時点で同号ただし書ハに定める公務員等ではなかったことから、同号ただし書ハに該当しない。

(ウ) したがって、本件非開示情報は条例7条2号本文に該当し、同号ただし書のいずれにも該当しないことから、非開示が妥当であると認められる。

なお、審査請求人は、審査請求書において、本件対象公文書について甲50号証と同様に開示すべきであり非開示にする特段の事情を示すべきである旨主張するが、甲50号証の作成者と本件対象公文書の作成者とはその地位、立場は同一ではないから開示範囲も自ずと異ならざるを得ないものである。

また、審査請求人は、上記以外に種々の主張をしているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子

別表1 本件開示請求

開示請求に係る公文書の件名又は内容
東京都建築審査会26建審・請第1号審査請求事件の裁決を不服として建築主が提起した訴訟の控訴審において、建築主が裁判所に提出した建築専門家からの意見書（供覧文書を含む。）

別表2 対象公文書、開示しない部分及びその理由

2018年9月28日付意見書（甲第48号証）	
開示しない部分	その理由
作成者の印影	（条例7条4号） 公にすることにより、第三者による偽造、模造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。
事件番号	（条例7条2号） 事件番号を知ること、訴訟記録の閲覧が可能となり、訴訟記録に記載された関係者の氏名、住所等を知ることができることから、事件番号は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するため。
添付資料4（本件マンションの機械式駐車場設備詳細図）	（条例7条1号及び3号） 当該詳細図を公にすることにより、著作権者である法人の公表権を侵害するとともに、当該法人が公表権の侵害という現実かつ具体的な不利益を受け、及び当該法人に所属する建築士の持つ設計技術上のノウハウが明らかになるおそれがあることから、法人の競争上又は事業運営上の地位その他社会的な地位が損なわれると認められるため。
平成30年10月30日付意見書（甲第50号証）＜甲50号証＞	
開示しない部分	その理由

作成者の印影	<p>(条例7条4号)</p> <p>公にすることにより、第三者による偽造、模造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>
事件番号	<p>(条例7条2号)</p> <p>事件番号を知ること、訴訟記録の閲覧が可能となり、訴訟記録に記載された関係者の氏名、住所等を知ることができることから、事件番号は、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができる情報に該当するため。</p>
平成30年10月30日付意見書（甲第51号証）＜本件対象公文書＞	
開示しない部分	その理由
作成者の氏名、肩書の一部及び略歴＜本件非開示情報＞	<p>(条例7条2号)</p> <p>作成者の氏名、肩書の一部及び略歴は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、条例7条2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため。</p>
作成者の印影	<p>(条例7条2号及び4号)</p> <p>作成者の印影は、個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものに該当し、かつ、条例7条2号ただし書イないしハのいずれにも該当しないため。</p> <p>また、作成者の印影は、公にすることにより、第三者による偽造、模造等の犯罪行為を容易にし、犯罪の予防等に支障を及ぼすおそれがあるため。</p>